

獣医療現場における臨床研究に関する生命倫理に関する原則

公益社団法人日本獣医師会は、「獣医師の誓い－95年宣言」の行動規範に則り、国内の獣医療現場において獣医師が臨床研究を実施する際に生命倫理及び科学的観点から適正に実施されるように、以下の原則の遵守を求める。

臨床研究の範囲

獣医療域において臨床研究とは以下の診療行為を指す。

- ① 獣医療行為として定着していない診断法及び治療法の実施
- ② 農林水産大臣の承認を受けていない医薬品・医療機器または化合物等を使用した獣医療行為
- ③ 科学的検証がなされていない新規治療法の実施

ただし、治験申請が行われている獣医療行為、試料等のうち特定の個人を識別できないように匿名化された情報(死体に係るものを含む。)のみを用いる研究は含まれない。

獣医師が臨床研究を実施する際に遵守すべき事項

- 1 臨床研究に該当する獣医療行為を行う際には、臨床研究の実施に関わるすべての獣医師(以下「実施者」という。)は、適正に実施するために必要な専門的知識、臨床経験及び倫理観が十分に備えていなければならない。
- 2 すべての臨床研究は、実施者の責任の元で遂行されなければならない。
- 3 臨床研究を実施する際、実施者は事前にこの臨床研究に関わらない第三者機関によってその妥当性の判断を受けるように努める。
- 4 臨床研究を実施するにあたり関連する法令や指針がある場合、実施者はそれらを遵守し、獣医療の信頼を損なう行為はしてはならない。
- 5 実施者は臨床研究を実施する動物(以下「被験動物」という。)の生命及び健康を守らなければならない。
- 6 実施者は被験動物の飼い主の個人情報を守らなければならない。
- 7 臨床研究は科学的見地や学術文献等の根拠に基づき、被験動物に苦痛や不安を与えず、十分な安全性が確保された条件下で実施されなければならない。
- 8 臨床研究を実施するにあたり、実施者は飼育者に対して不当に高額な請求を行う等の不徳行為は行ってはならない。
- 9 実施者は、臨床研究を実施した際に得られる効果と生じ得る合併症等について飼育者へ十分に説明して同意を得なければならない。
- 10 臨床研究の実施中に危険が予測され、安全性が十分に確保できないと判断された場合、実施者はその時点で臨床研究を中止しなければならない。

- 11 実施者は、臨床研究に起因する被験動物の健康被害等に対する補償等の必要な措置が適切に講じられるように保証しなければならない。
- 12 臨床研究が終了した後においても、実施者は被験動物の健康を管理するとともに、最善の予防、診断及び治療を受けることができるよう努めなければならない。